

# 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

年 月 日

(あて先)能美市長

被相続人に係る市税の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、固定資産の所有者が死亡したため、能美市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

被相続人	氏名	フリガナ	個人番号		
				死亡年月日	年 月 日
	住所	〒			
市税	市民税・県民税		固定資産税・都市計画税		軽自動車税

相続人(固定資産の現所有者)	代表者	氏名	フリガナ	個人番号		
					被相続人との続柄	
		住所	〒			
	生年月日	年 月 日	電話番号	-	-	
	代表者以外の相続人	氏名	フリガナ	個人番号		
					被相続人との続柄	
		住所	〒			
		生年月日	年 月 日	電話番号	-	-
		氏名	フリガナ	個人番号		
					被相続人との続柄	
		住所	〒			
		生年月日	年 月 日	電話番号	-	-
		氏名	フリガナ	個人番号		
					被相続人との続柄	
住所		〒				
生年月日	年 月 日	電話番号	-	-		

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>翌年度以降、固定資産税・都市計画税の納税通知書、納付書等は相続人の代表者に送付します。</li> <li>この申告書により相続が確定する(相続登記がなされる)ことはありません。</li> <li>相続等による土地や建物の所有権移転の登記をする場合には、不動産の所在地を管轄する法務局への申請が必要です(相続登記の申請方法などの詳細は法務局へお問い合わせください)。</li> <li>現所有者とは、所有者が死亡した場合において、賦課期日時点に限らず土地または家屋を所有している方で、主として法定相続人がこれに該当します。</li> </ul>
------	--

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続物件に対して所有者が異なる場合、遺産分割協議書、遺言証書、公正証書の写しなど</li> <li>相続放棄の手続きが済んでいる場合は、相続放棄申述受理書の写し</li> <li>マイナンバーが確認できる書類の写し:マイナンバーカード(裏面)、通知カード、マイナンバー記載の住民票(通知カードは記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用できます)。</li> <li>本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード(表面)など)</li> </ul>
------	---

